

給水装置工事申込者 様  
給水詳細協議 協議者 様  
指定給水装置工事事業者 様


高槻市水道事業  
管理者 吉里 泰雄  
( 公 印 省 略 )

### 高槻市水道事業条例施行規程の一部改正に伴う 加入金算定方法の変更 について ( 通知 )

平素は、本市水道事業各般にわたりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、高槻市水道事業条例施行規程の一部を改正し、平成30年4月1日に施行されることに伴い、給水装置工事の申込みに係る加入金の算定方法を下記のとおり変更します。  
つきましては、給水装置工事の申込みに係る見積もり、契約等においてはご注意くださいようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 加入金算定方法

給水方式	改正前 (平成30年3月31日以前の工事申込受付)		改正後 (平成30年4月1日以降の工事申込受付)
直結方式 (メーター口径25mm以下)	メーターの口径に応じた額		メーターの口径に応じた額
直結方式 (メーター口径30mm以上)	メーターの口径に応じた額		メーターの口径に応じた額
受水槽方式 (受水槽以下の設備により給水する方式)	メーターの口径に応じた額 1日につき必要とする計画 水量から算出される額 、 のうち、いずれか高い 方の額		メーターの口径に応じた額 受水槽以下設備における配管の最大口径に応じた額、 もしくは系統ごとの配管の最大口径に応じた額 受水槽以下設備における独立した区画にあるメータ ー、もしくは給水管口径ごとに算出した額の合計額 ～ のうち、いずれか高い方の額

メーター口径に応じた額に関しては、従来どおりの額から変更はありません。

#### 2. 加入金算定方法の変更が適用される日

平成30年4月1日以降の工事申込受付分より適用

例年、年度当初は給水装置工事申込が殺到し、受付窓口が混雑します。それに加え、本改正の施行直後は、更なる混雑が見込まれます。そのため、年度当初の給水装置工事申込の審査には、通常よりも時間を要することが予測されますので、予めご了承ください。

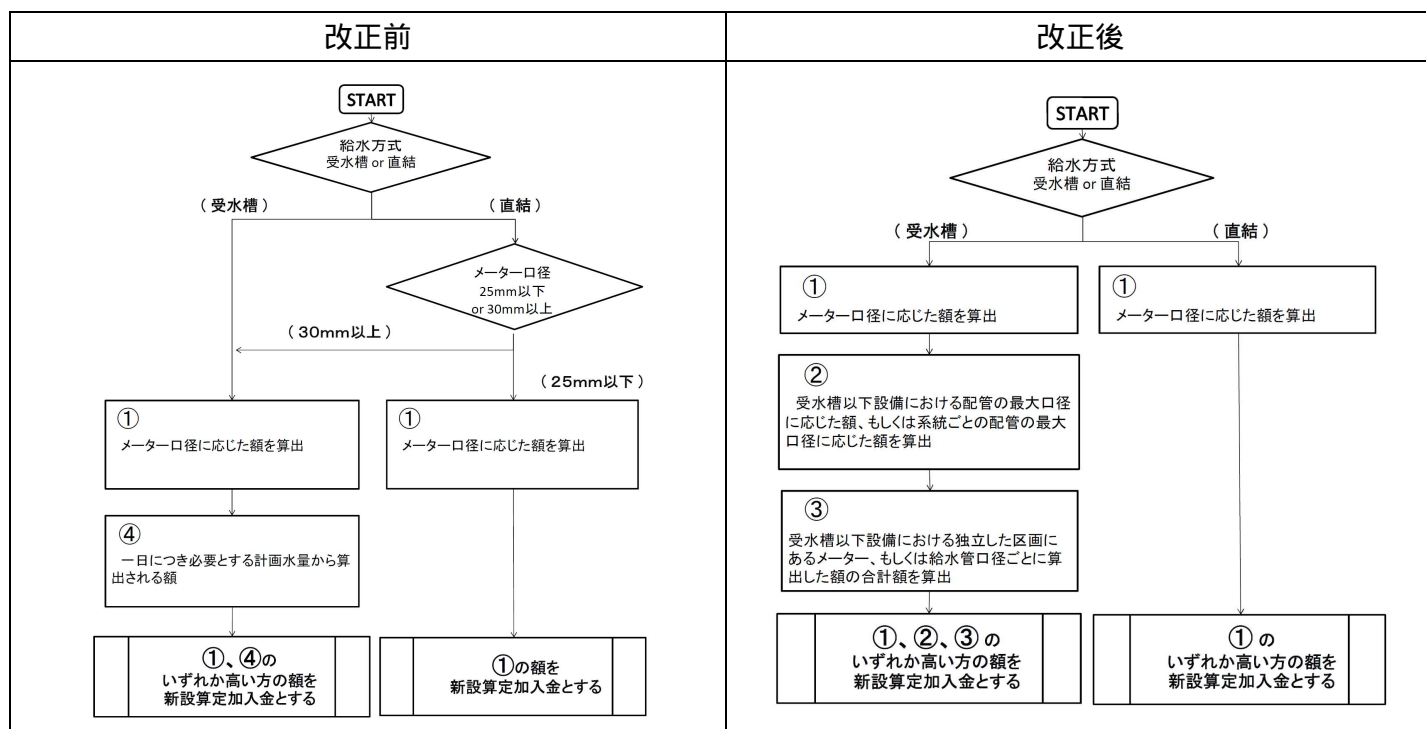
(お問い合わせ)

管路整備課給水チーム

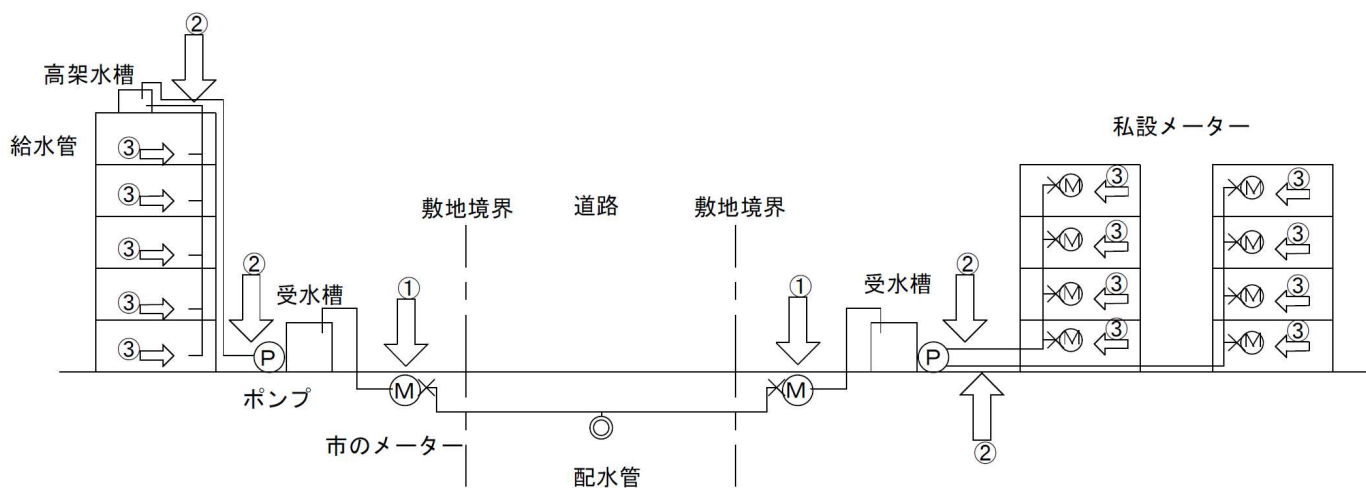
TEL 072 - 674 - 7945



<< 加入金算定フロー >>



<< 受水槽以下の設備に関する口径認定箇所 >>



<< 加入金算定例 >>

例 1：メーター口径 30mm、直結給水方式、計画一日使用水量 10 m<sup>3</sup>の物販店舗の場合

算出方法	改正前	改正後
メーターの口径 30mm に応じた額	455,000 円	455,000 円
1 日につき必要とする計画水量から算出される額	$10 \text{ m}^3 \times \underline{130,000 \text{ 円}} = 1,300,000 \text{ 円}$ メーター口径 20mm に応じた加入金	
採用される額	1,300,000 円	455,000 円

例 2：メーター口径 25mm、受水槽方式、計画一日使用水量 35 m<sup>3</sup>、受水槽以下設備における給水管最大口径 75mm の老人ホーム（食堂等共用スペースあり）の場合

算出方法	改正前	改正後
メーターの口径 25mm に応じた額	260,000 円	260,000 円
1 日につき必要とする計画水量から算出される額	$35 \text{ m}^3 \times \underline{130,000 \text{ 円}} = 4,550,000 \text{ 円}$ メーター口径 20mm に応じた加入金	
受水槽以下設備における配管の最大口径に応じた額、もしくは系統ごとの配管の最大口径に応じた額を算出		4,290,000 円 メーター口径 75mm に応じた加入金
受水槽以下設備における独立した区画にあるメーター、もしくは給水管口径ごとに算出した額の合計額を算出		
採用される額	4,550,000 円	4,290,000 円

例 3：メーター口径 40mm、受水槽方式、計画一日使用水量 40 m<sup>3</sup>、受水槽以下設備における給水管最大口径 100mm の共同住宅（メーター口径 20×40 戸）の場合

算出方法	改正前	改正後
メーターの口径 40mm に応じた額	910,000 円	910,000 円
1 日につき必要とする計画水量から算出される額	$40 \text{ m}^3 \times \underline{130,000 \text{ 円}} = 5,200,000 \text{ 円}$ メーター口径 20mm に応じた加入金	
受水槽以下設備における配管の最大口径に応じた額、もしくは系統ごとの配管の最大口径に応じた額を算出		8,840,000 円 メーター口径 100mm に応じた加入金
受水槽以下設備における独立した区画にあるメーター、もしくは給水管口径ごとに算出した額の合計額を算出		$40 \text{ 戸} \times \underline{130,000 \text{ 円}} = 5,200,000 \text{ 円}$ メーター口径 20mm に応じた加入金
採用される額	5,200,000 円	8,840,000 円